

児童発達支援センターにおける主な理学療法士の職務

発達（運動・知的）に遅れや不安のある児童が集団や個別の時間を通して日常生活動作や運動訓練を行い家庭や社会でより良い生活を送れるように支援します。

児童発達支援センターの理学療法士の配置は1人で、機能訓練や用具・椅子の調整など本来の業務のほか、保育的な業務も行います。

1 肢体不自由クラス（母子通園）業務【1クラス】

- ① 園児の運動発達の向上に向けての個別を通しての機能訓練
- ② 園児の状態把握と用具・椅子などの調整
- ③ クラス活動・全体活動・個別・単独の場面での児童の姿勢に関する状態把握とクラス担任との情報交換と共有
- ④ ケース記録（ケース別に日々の様子や個別内容を記録する。）
- ⑤ 家庭生活における補装具などの相談対応と作成（君津中央病院の理学療法士と連携）
- ⑥ クラス運営の補助（食事介助・オムツ交換・洗濯・掃除など）
- ⑦ 外来療育相談（肢体不自由児に対しての発達相談）対応

2 知的クラス業務【5クラス】

- ① 姿勢保持や体の使い方の難しい園児の状態把握と用具・椅子などの調整作業
※ 落ち着きのない子や座ることが苦手な子は、姿勢の保持や体の使い方が上手でできない子が多いため、椅子や用具を活用し、正しい姿勢や身体の使い方を身につけていきます。
- ② 全体活動・状態別活動・個別の場面での児童の姿勢に関する状態把握とクラス担任との情報交換と共有
- ③ クラス運営の補助（身辺面の介助など）

3 その他の業務

- ① 月行事の板書業務（年2回程度実施）
- ② 日直業務（週1回程度実施）
- ③ 通園バス添乗業務（月3～4回程度実施）
- ④ 職員会議（月1回開催・司会と記録は年1回の輪番により実施）
- ⑤ 療育会議（週1回）
- ⑥ 療育に係る帰りの打ち合わせ（勤務日）
- ⑦ 主要行事（遠足・運動会など）や療育行事（誕生会・七夕会・豆まき会など）の準備と参加。
- ⑧ 防災委員会（月1回開催）・防災点検（月1回実施）
※防災委員として指名された場合に限る。

注 年間360時間を超えない範囲内の時間外勤務があります。

※児童発達支援センターの見学にぜひお越しください。詳しくは児童発達支援センター
0439-53-1161～2までお問い合わせ下さい。